

排水設備の工事が完了した日から5日以内に提出が必要です

オンライン申請可能のため、PDF化してLoGoフォームを使用することで開庁時間を気にせず申請できます

様式第3号(第9条関係)

## 排水設備等新設等工事完了届

① 年 月 日

燕市長 様

②届出者 住 所

氏 名

(法人にあっては、所在地、商号又は名称及び代表者の氏名)  
電話番号

排水設備等新設等の工事が完了したので、燕市下水道条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

③設置場所

④使用者 住所

(共同使用者) 氏名

⑤事業者 指定工事店名

⑥責任技術者 氏名

⑦確認番号 第 号 確認年月日 年 月 日

⑧排水区域 □合流 □分流

⑨工事完了年月日 年 月 日

⑩管きよ延長 口径100mm以上 m

⑪ます設置箇所数

⑫工事費 千円

⑬排水設備資金借入 □借入なし □借入あり(借入額 万円)

(借入先) 金融機関名

⑭本支店名

届出書は、工事の完了した日から5日以内に提出してください。

[添付書類]

- 1 見取図
- 2 平面図
- 3 縦断面図
- 4 除外施設又はポンプ施設を設けたときは、その構造、能力、形状及び寸法その他を表示した図面
- 5 設計書及び材料調書
- 6 その他市長が必要と認める書類

⑮お客様番号

⑯供用開始年月日

⑰使用開始年月日

年 月 日

年 月 日

⑯受益者負担金等納付状況

⑰工事完了検査日

⑱検査済証交付番号

⑲検査員

年 月 日

工事店が提出(オンライン・持参)する時点で記入していかなければならないのは赤枠内

※やむを得ない訂正の場合には二重線と訂正印を押してください

①日付 漏れやすいです

②届出者 押印の必要がなくなったのでベタ打ち可能です  
令和4年4月1日以降押印の必要がなくなりました  
様式が旧様式の場合には今後受取れませんので様式の確認をしてください

③設置場所 地番もしくは住所表記

④共同使用者 申請者と同一であれば 申請者と同じ と記入する

⑤指定工事店名、指定番号、責任技術者、登録番号、電話番号 は工事店証、資格証等で確認

⑥確認番号、確認年月日、排水区域 確認通知書の最下段に記載してあります

⑦工事完了年月日 排水設備の接続工事が完了した日

⑧管きよ延長 口径100mm以上をm単位で記入してください

⑨ます設置個数 平面図と相違ないか確認してください

⑩工事費 千円単位です 単位は変更しないでください

⑪排水設備資金借入 どちらかに☑を入れてください  
借入金あり の場合には借入予定額、金融機関名、本支店名も記入

排水設備の工事が完了した日から5日以内に提出が必要です  
オンライン申請可能のため、PDF化してLoGoフォームを使用することで開庁時間を気にせず申請できます

様式第3号(第9条関係)

排水設備等新設等工事完了届		年 月 日
燕市長 様		
届出者 住 所		
氏 名		
(法人にあっては、所在地、商号又は名称及び代表者の氏名) 電話番号		
排水設備等新設等の工事が完了したので、燕市下水道条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。		
設置場所		
使 用 者 (共同使用者)	住所 氏名	電話番号
工 事 業 者	指定工事店名	指定番号
責 任 技 術 者	氏名	登録番号
確 認 番 号	第 号	確 認 年 月 日
排 水 区 域	□合流 □分流	
工事完了年月日	年 月 日	
管 き よ 延 長	口径100mm以上 m	ます設置箇所数 箇所
工 事 費	千円	
排水設備資金借入 (借入先)	□借入なし □借入あり(借入額 万円)	金融機関名 本支店名
付記		
届出書は、工事の完了した日から5日以内に提出してください。		
[添付書類]		
1 見取図 2 平面図 3 縦断面図 4 除外施設又はポンプ施設を設けたときは、その構造、能力、形状及び寸法その他を表示した図面 5 設計書及び材料調書 6 その他市長が必要と認める書類		
お客様番号	供用開始年月日 年 月 日	使用開始年月日 年 月 日
受益者負担金等納付状況		
工事完了検査日 年 月 日	検査済証交付番号	検査員

- 1 見取図 方位、申請地及び隣接地を表示すること
- 2 平面図 縮尺は100分の1とし(土地が広いときは600分の1まで縮小可能)、次の事項を表示すること  
 ①縮尺、方位、申請地付近の道路、境界及び公共下水道の位置  
 ②申請地内にある建築物及び水道、台所、浴室、洗濯場、水洗便所  
 その他汚水を排除する施設の位置  
 ③排水管及び付帯設備の位置  
 ④固着させる公共ます等及び排水管渠の位置

- 3 縦断面図 縮尺は横300分の1、縦30分の1とし、排水管の大きさ、勾配及び排水管の高さ並びに固着させる公共ます等の高さを記入すること

- 5 設計書及び材料調書 **必ず消費税率を確認したうえで検算をしてください**  
が最低限添付書類として必要です

この他確認通知書の受取時、電話連絡時に必要と言われた書類が未提出の場合は一緒に提出してください

※公共下水道供用開始告示前使用申請書  
※浄化槽廃止届 など

- 4 除外施設又はポンプ施設を設けようとするときは、その構造、能力、形状及び寸法その他を表示した図面  
グリーストラップやポンプ施設を設置した場合には計算書、カタログのコピーを添付してください

- 6 その他市長が必要と認める書類